

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：パレスチナ 担当：産業開発・公共政策部
案件名：零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト

1 契約予定期間：2013年9月下旬～2016年10月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における民間セクター開発に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月24日から2013年7月26日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月24日から2013年7月29日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月16日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：8月下旬
- (5) 契約交渉：9月上旬～9月中旬

5 業務の目的

パレスチナには約11万社の企業が存在し、うち97%は従業員20名未満の零細中小企業である。零細中小企業のGDPへの貢献度は24%程度で推移しているが、労働者の87%の雇用を占める等、雇用創出源として重要な役割を果たしている。パレスチナの安定した国家建設のためには、このようにパレスチナの社会・経済において重要な役割を果たす零細中小企業の育成・強化が喫緊の課題となっている。一方で、パレスチナでは失業率が20%前後で推移しているほか、零細中小企業は、脆弱な経営基盤、経営管理能力の不足、マーケット情報の不足、金融アクセスの欠如等、様々な課題を抱えており、育成・強化は進んでいないのが現状である。

また、パレスチナ市場は限られていることから、多くの企業が新規市場開拓のため海外への輸出の必要性を感じており、マーケティングや品質改善に関する研修やアドバイス、コンサルテーションの必要性が認識され始めており、こういったニーズは増加傾向にある。しかし、パレスチナにおいては、ビジネス研修、コンサルテーション等の零細中小企業向けのサービスはあるものの、安価なサービスについてはその研修内容のレベル等の質が悪く、また質の良いサービスは高価なため、多くの零細中小企業が受けられないという理由により、パレスチナにおける零細中小企業の育成・強化が進展していない。

このような背景の下、2010年にパレスチナ自治政府(PA)国民経済庁(MONE)が国際労働機関(ILO)の支援を得て実施した調査において、零細中小企業機構(MSME Agency)の設立が提案され、2011年5月には、MONEとILOは同機構設立に係るプロジェクト・ドキュメントを作成し、PA内閣により承認された。これを受け、MONEは2011年8月、MSME Agency設立とその実施能力向上や、零細中小企業のビジネス開発サービス(BDS)へのアクセス向上等を目的とした支援を我が国政府に対し要請した。当時のMONEの意向としては、中小零細企業に焦点を当てた政策面での対応を行ってゆくと同時に、これまで主にNGO等がドナーの支援で行ってきたBDSのあり方を改善したいというものであった。

JICAは、上記要請を受け、2012年2月に基礎情報収集調査を行い、協力の内容として、MSME Agencyの組織設立、MSME関連の政策・法整備、商工会議所が提供するBDSに対する零細中小企業のアクセス向上をMONEが希望していることを確認したものの、2012年6月にはMONEから、上記協力内容の多くが2012年7月から開始予定の世界銀行のプロジェクトと重複しているため、その協力内容を、零細中小企業のBDSへのアクセス向上に絞りたいとの要望があった。

上記の要望を踏まえ、JICAはマーケティングや品質・生産性向上等に関して質の高いBDSを零細中小企業へ提供できる体制を構築すべく、パレスチナ内におけるBDS提供者を育成することを目的として「零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」）を実施する。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域
パレスチナ西岸地区（ヘブロン、ナブルス、ラマツラ）
- (2) 相手国関係機関
ア 相手国実施機関(C/P)
 - (ア) 国民経済庁(MONE)
 - (イ) 商工会議所連盟(FPCCIA)
 - (ウ) 産業団体連盟(PFI)
イ 本案件の受益者
 - (ア) 商工会議所(CCIAs)

- (イ) 産業近代化センター (IMC), PFI
- (ウ) 産業団体 (Unions)
- (3) 業務内容
 - 本プロジェクトの活動は以下のとおり。
 - ア 成果1「プロジェクトの運営管理体制が整備される」に関連する活動
 - (ア) 現状のBDS (企業向けセミナーや企業診断等) の提供・斡旋機関並びに零細中小企業に関するベースライン調査及びBDSへのニーズ調査の実施
 - (イ) C/P機関における関係者間の役割分担及びBDSの提供・斡旋機関における実施体制の検討・確定
 - (ウ) ステアリングコミッティ (SC) のメンバーの検討・確定及びSCの設置
 - (エ) 他ドナー (世界銀行、GIZ、AFD等) との連携を担当するC/P機関の担当者の決定及び他ドナーとの連携の方法について検討
 - イ 成果2「零細中小企業へBDSを提供すると共に他のBDS提供機関 (本プロジェクトにおいて研修を受講しなかった機関) への研修を行うナショナルエキスパートが育成される」に関連する活動
 - (ア) 企業向けBDSセミナー (企業の財務管理やマーケティングに関する講演) の計画・実施
 - (イ) BDSに関する研修 (講義及び企業診断・指導のOJT) の方針・計画の策定
 - (ウ) BDSに関する講義 (ビジネスコース及びテクニカルコース) の実施
 - (エ) モデル企業の選定と企業診断・指導のOJTの実施
 - (オ) ナショナルエキスパート (本プロジェクト活動により育成されるBDS提供者) による、研修成果を普及するオープンセミナーの企画及び講演
 - ウ 成果3「企業へのBDS提供に関する活動計画 (コンサルテーションアクションプラン) が策定される」に関連する活動
 - (ア) ナショナルエキスパートが零細中小企業へBDSを提供する方法の検討・確立
 - (イ) BDS提供に関するモニタリング体制の検討・確立
 - エ 成果4「他のBDS提供機関におけるBDS提供者の育成に関する活動計画 (アウトリーチアクションプラン) が策定される」に関連する活動
 - (ア) 他のBDS提供機関におけるBDS提供者の育成に関する方法を検討・確立
 - (イ) 他のBDS提供機関におけるBDS提供者の育成に関してのモニタリング体制の検討・確立

7 成果品等

- (1) ワーク・プラン (2013年10月上旬)
- (2) 事業進捗報告書 (2014年3月中旬、2014年9月中旬、2015年3月中旬、2015年9月中旬)
- (3) ドラフト事業完了報告書 (2016年4月中旬)
- (4) 事業完了報告書 (2016年9月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括 (評価対象予定者)
- (2) 経営管理 / 財務管理
- (3) マーケティング / 販売
- (4) 生産管理 / 販売管理 (評価対象予定者)
- (5) 企業診断 (評価対象予定者)
- (6) 業務調整 / 企業診断補助

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定。
- (2) 2013年6月にR/D署名済み。
- (3) 現地の治安状況が不安定であることから、コンサルタントは戦争保険あるいはこれに相当する保険を付保することができる。
- (4) 本案件は、業務環境に鑑み、一般管理費等に10%を上限として加算できるものとする。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。